

実績報告に関する注意事項

(1) 補助対象経費について

本補助金で補助対象となるのは、電気代の他、電球の取替えや塗装、点検費、保険料です。金額がわかるもの(明細書、領収書、決算書)をご提出ください。

電球の取替えや塗装、点検費で補助対象になるのは、令7年4月1日～令和8年3月31日までに支出されたものに限りますのでご注意ください。

【参考 補助金額一覧】

種別	補助金額
街路灯	1基につき1万1千円
アーチ式装飾灯	1基につき12万円
片アーチ式装飾灯	1基につき3万6千円
アーケード	1商店会につき60万円

(2) 電気料の根拠資料について

- ・ 契約する電気事業者の会員ページで確認できる明細書や領収書を提出いただいても結構です。
- ・ 商店会の決算書(写し)をご提出いただく場合は、各商店会で承認された決算書(代表者や会計担当者の押印または署名があるもの)が必要です。ので、ご注意ください。

(3) 保険証券について

保険料を支出された場合、街路灯に対する保険であることが明確な場合は補助対象になります。保険料の領収書及び保険証券(保険対象の明細がわかる箇所を含むもの)をご提出ください。